

追加の救命いかだの積付け場所に備える蓄電池式照明装置の格納場所に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

追加の救命いかだの積付け場所に備える蓄電池式照明装置の格納場所に関する事項

改正理由

IACS は、SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則において規定される追加の救命いかだの積付け場所に備える設備等を明確にする統一解釈 SC213 を採択しており、当該積付け場所に非常電源より給電される照明装置を備える旨規定している。

当該統一解釈について、IACS は、使用時以外は格納場所で常に充電すること等を条件に、当該照明装置として蓄電池式照明装置を採用可能となるよう見直しを行い、2015 年 12 月に統一解釈 SC213(Rev.3)を採択した。本会は既に当該要件を関連規則に取入れている。

その後、統一解釈 SC213(Rev.3)は、2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において審議され、当該照明装置の格納場所を追加の救命いかだ及び乗込用はしごの積付け場所の付近に設置する旨規定する修正が加えられたうえで、MSC.1/Circ.1490/Rev.1 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1490/Rev.1 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

追加の救命いかだの積付け場所に備える蓄電池式照明装置の格納場所を、追加の救命いかだ及び乗込用はしごの積付け場所の付近に設置する旨規定した。

改正条項

安全設備規則検査要領 3 編 2.15.1